

Title	大阪大学大型計算機センターの利用について
Author(s)	共同利用掛
Citation	大阪大学大型計算機センターニュース. 100 P.43- P.47
Issue Date	1996-05
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/66151">http://hdl.handle.net/11094/66151</a>
DOI	
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 大阪大学大型計算機センターの利用について

共同利用掛

## 1. 大型計算機センターと計算機利用のための組織

大阪大学大型計算機センターは、全国の国公立の大学、短期大学及び高等専門学校等の教員並びに大学院学生等が、学術研究に伴う計算及び情報処理を行うために利用することができる共同利用施設です。

全国共同利用の大型計算機センターは、本センターのほかに、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学及び九州大学の7大学及び学術情報センターに設置されており、資格のある方はいずれのセンターでも利用できます。

また、利用者の意見を大型計算機センターに反映させるため、利用者の組織として「大型計算機利用協議会」及び「連絡所」が設けられています。

### 大型計算機利用協議会

大型計算機利用協議会（以下「地区協議会」という）は、全国共同利用大型計算機センターを利用するために設置された組織です。地区協議会の事務は、大型計算機センターが置かれた大学が行っており、連絡所の開設事務、地区協議会相互間及び地区内連絡所との連絡事務など大型計算機センターの利用を推進していくための事務の一部を分担しています。7地区の範囲と地区協議会の設置大学は次のとおりです。

地区	範囲	設置大学
第1地区	北海道全域	北海道大学
第2地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北大学
第3地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	東京大学
第4地区	岐阜県、愛知県、三重県	名古屋大学
第5地区	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県	京都大学
第6地区	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県	大阪大学
第7地区	広島県、山口県、九州全域、沖縄県	九州大学

### 連絡所

地区協議会の下部組織で、大学、高等専門学校または部局単位等で設置され利用者と大型計算機センター及び地区協議会間の連絡、利用者への連絡等、利用者の直接の窓口です。利用者が7大型計算機センターを利用する場合、必ずどこかの連絡所に所属しなければなりません。連絡所が開設されていない場合は、該当地区協議会事務局へ「開設届」を提出してください。

なお、大阪大学利用者の所属連絡所は、吹田地区連絡所（工学部計算センター）・豊中地区連絡所（豊中地区データ・ステーション）です。

## 2. 共通利用番号制

7大型計算機センター及び学術情報センターでは、共通利用番号制を採用しています。利用者はいずれかのセンターに登録されれば、他のセンターも同じ番号で利用できます。

## 3. 利用資格

本センターの利用は、学術研究を目的として、その成果が公開されるものに限られています。本センターを利用できる方（利用有資格者）は次の方々です。

- ①大学、短期大学、高等専門学校、国立大学共同利用機関の教員（国立大学等の教務職員含む）及びこれに準ずる者（大学院学生）

なお、学部学生は卒業研究のために利用することができます。

- ②国立学校以外の文部省所轄機関の研究職員

- ③学術研究を目的とする機関で、センター長が認めたものに所属し、もっぱら研究に従事する者
- ④文部省所管の科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行う者
- ⑤その他特にセンター長が適当と認めた者

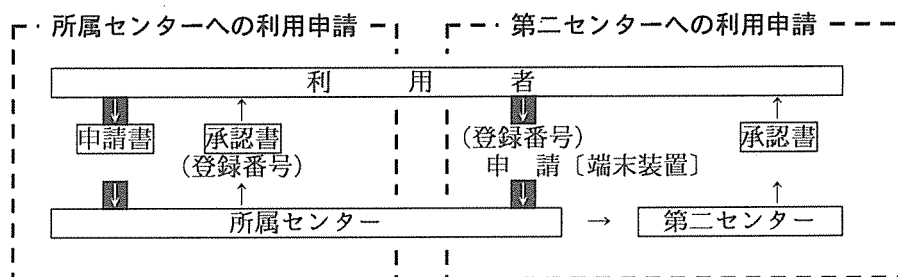
#### 4. 利用申請

大型計算機センターを利用する場合、利用有資格者は、7大型計算機センターから主に利用する大型計算機センター（これを「所属センター」といいます）を決めて利用申請します。そして、その申請が審査され承認されれば、申請者に対して大型計算機センターを利用するための登録番号が交付され、利用者になります。

利用者が所属センター以外的大型計算機センター（それを「第二センター」といいます）を利用する場合は、交付された登録番号で第二センターへ利用申請をすることになります。

以下に本センターを利用する場合を中心に種々の申請方法等について説明します。

【利用申請の流れ】



##### 本センターを所属センターとして利用する場合

本センターを所属センターとして新たに計算機を利用される方は、「大阪大学大型計算機センター利用申請書」に必要事項を記入・捺印し、本センター利用者受付（共同利用掛）へ提出してください。利用資格によっては、経歴書の提出を求めることがあります。

なお、利用申請書の記入にあたっては、利用申請書に添付されている記入要領をよくお読みください。

##### 他センターを第二センターとして利用する場合

本センターを所属センター、他センターを第二センターとして新規に利用する場合は、本センターの「利用申請承認通知書」を受理してから、本センターのTSSコマンド（\$APPLY）等により第二センターへ利用申請してください。後日、第二センターから「利用申請承認通知書」が送付されてきます。

なお、利用資格の基準、支払経費の種類がセンターにより異なり、申請が受け付けられない場合などありますので、そのような場合は、当該センターへ直接お問い合わせください。

##### 本センターを第二センターとして利用する場合

本センターを第二センターとして利用する場合は、所属センターへ利用申請し利用の承認を受けた後に、所属センターのTSSコマンド等により本センターへ利用申請してください。この場合、本センターへの利用申請書の提出は不要ですが、本センターを所属センターとして利用申請する場合に準じ添付書類の提出を求めることがあります。

#### 4-2. 文部省科学研究費補助金での利用申請

- ①科学研究費による利用申請は、本来当該科学研究費の交付決定後ですが、研究計画遂行上本センターの利用を必要とする場合は、特に内定通知があった段階で利用申請することができます。
- ②科学研究費での申請は、科学研究費の種類、課題番号ごとに申請してください。
- ③現在、登録番号をお持ちの方で、科学研究費により申請される場合は、『支払費目追加』申請してください。
- ④科学研究費による利用期限は2月20日までです。
- ⑤納入告知書による支払いは期限までをお願いします。なお、2月分利用負担金通知は、3月1日以降になりますので、それ以前に年間使用額を知りたい方は、1月31日までに『取消』申請をしてください。

い。

⑥科学研究費による利用負担金を、校費に替えて支払うことはできません。

#### 4-3. 受託研究費での利用申請

- ①受託研究費による利用申請の際には、「受託研究の受入通知、受託研究契約書、受託研究費算定内訳書の写しを添付してください。
- ②複数の受託研究費の場合は、別々に申請してください。
- ③現在、登録番号をお持ちの方で、受託研究費により申請される場合は、「支払費目追加」申請してください。
- ④受託研究費による利用期限は2月20日までです。

#### 4-4. 継続申請

##### **本センターを所属センターとして利用している場合**

翌年度も継続して計算機を利用される方は、継続申請受付期間（2月初旬～3月中旬）に継続申請をすれば継続して利用できます。計算機を利用している方には、あらかじめ「継続利用申請書」を送付しますので、必要事項を記入（変更があれば朱書）・捺印し、3月中旬までに本センター共同利用掛へ提出してください。なお、科学研究費・受託研究費の継続申請はできません。

(注)利用者が継続申請をされない場合は、ファイルを消去します。ファイルの内容が必要な方は、その年度内にファイルを磁気テープ等にバックアップすることになります。

##### **他センターを第二センターとして利用している場合**

利用者が本センターを所属センター、他センターを第二センターとして継続申請する場合、まず、本センターに継続申請して、継続利用の承認を受けた後に本センターのTSSコマンド（\$APPLY）等で、第二センターへ申請してください。

後日、第二センターから「利用申請承認通知書」が送付されてきます。

##### **本センターを第二センターとして利用している場合**

利用者が本センターを第二センターとして継続申請をする場合、まず、所属センターへ継続申請して、継続利用の承認を受けた後に所属センターのTSSコマンド等で本センターへ継続申請してください。

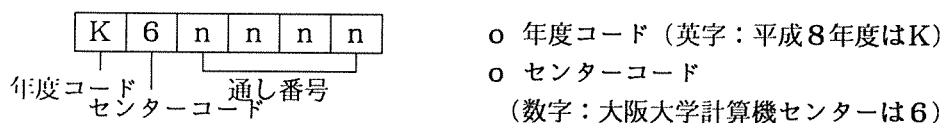
### 5. 利用の承認

本センターでは、利用資格・利用目的等を審査し、適当と認められた方には、「利用申請承認通知書」を交付します。この通知書には、[利用者番号・支払コード・支払責任者番号・経理責任者番号・利用期限]が明記されています。

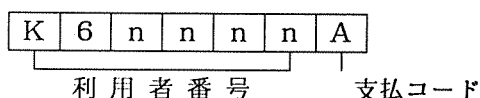
本センターの利用の承認は、申請者個人に対してなされたものであり、学術研究等に供する以外のために使用し、又は他人に使用させてはなりません。

#### ○利用者番号

利用者を認識する番号で、1利用者に1つ割当てられます。



#### ○登録番号（別名「共通利用番号」）



#### ○支払コード

利用者の支払費目を示すコードで下表のとおりです。

支払費目	支払コード	支払費目	支払コード
国立学校校費等	A ~ F	文部省科学研究費	K ~ T
公私立学校校費等	G ~ J	その他	U ~ Z, 0 ~ 9

### ○初期パスワード

本センターを所属センターとする新規利用者には、センターで初期パスワードを設定します。新規利用者は、「利用申請承認通知書」により初期パスワードを確認してください。

### ○初期パスワードの変更

初期パスワードは下記〔コマンド〕より随時変更できます。利用者はパスワードを変更し、利用者番号の管理をしてください。また、パスワードは容易に推測できるもの（例えば、名前・生年月日・英単語）は避けて、数字・記号を含んだものにした方がよいでしょう。

- ・汎用機 ACOS [ \$PWCHG ]
- ・スーパーコンピュータ SX [ /cmd/bin/passwd ]
- ・ワークステーション [ /bin/yppasswd ]

研究室の端末からインターネット (ODINS, ORIONS 等) を通じて、本センターの汎用機 ACOS に TSS (Time Shearing System) 接続する例

```
telnet 133.1.4.102(IPアドレス)
又は acos.center.osaka-u.ac.jp(ドメイン名)
TELOO1 ENTER $$$CON CMD.
$$$CON, TSS, TNJS
OSAKA TSS(A6NVX R2.0) ON .....
USER ID -k6nnnn
SHIHARAI CODE- A (支払費目：国立学校校費の場合)
PASSWORD--
初期パスワード
SYSTEM ?
.
BYE
```

※IPアドレス、ドメイン名はセンターニュース巻末に掲載

※ここで初期パスワードの変更ができます

## 6. 利用負担金見込額の変更

本センターでは、申請された利用負担金見込額を計算機システムに登録し、計算機利用中に使用額が上記の見込額を越えたときは、それ以降使用できない課金システムを採用しています。引き続き利用する場合は、利用負担金見込額を変更することになります。「利用負担金見込額変更届」に必要事項を記入し、本センター共同利用掛受付へ提出してください。

ここで注意することは、本センターへ申請した利用負担金見込額は、第二センターの利用負担金見込額も含むということです。このことは、もし本センターへ10万円、第二センターへ5万円の利用申請した場合、本センターで使用できる金額は5万円までということです。

また、本センターを第二センターとして利用している場合は、所属センターのTSSコマンド等により利用負担見込額の変更をしてください。

◆「センターの運用について 11 課金管理」センターニュース, vol.26, no.1, pp.-, 1996

## 7. 登録内容の変更

利用者が、身分、連絡先などに変更が生じた場合は、登録内容の「変更」申請をする必要があります。

### 本センターを所属センターとする場合

### 他センターを第二センターとする場合

本センターを所属センターとする利用者は、「利用申請書」により必要事項を記入・捺印し、提出してください。この申請をすると第二センターも自動的に変更手続きされます。ただし、「支払費目変更」はできません。

### **本センターを第二センターとする場合**

本センターを第二センターとして利用されている場合は、所属センターへ変更申請をすることによって本センターへの変更手続きは自動的に行われます。

## **8. 登録番号の取消**

利用者が本センターの利用の終了、中止等により登録番号を使用しなくなった場合は、登録番号の「取消」申請をしてください。この申請には、支払責任者及び経理責任者の捺印は不要です。この申請をすると第二センターも自動的に取消手続きされます。

## **9. その他の各種利用申請**

計算機利用申請以外に、次のような各種利用申請があります。この申請は、利用者が必要に応じて適宜するものです。

### **①インターネットサービス利用申請**

POP（電子メールサーバー）、NNTP（電子ニュース配送）、PPP（ダイヤルアップIP接続）のサービスをインターネットサービスと呼んでいます。これらのサービスを使うことによって、自宅のパソコンなどから電話回線を使用して、POP、NNTPサービスの他にWWW、FTP、Telnetなどの各種インターネットサービスが利用できます。このサービスを利用される場合は、「インターネットサービス利用申請書」により申請してください。

### **②ファイル拡張申請**

ACOSでは保存できる最大容量が制限されています。1利用者番号ごとに5,000LINK〔1LINK=3,840語 1語=4バイト〕を上限とした専用ファイルが与えられます。これ以上のファイル容量を使用される場合は「ファイル拡張申請書」により申請してください。

### **③SXファイル拡張申請**

SXでは保存できる最大容量が制限されています。1登録番号ごとに200MBまでファイルに保存することができます。これ以上のファイルを使用される場合は「SXファイル拡張申請書」により申請してください。

### **④研究開発計画申請**

本センターでは、ソフトウェアサービスの一層の充実を図るため、広く利用者の方々から、センターの計算機システムの利用に関して利用者に役立つソフトウェア、システムの運用に役立つソフトウェアなどの研究開発計画を公募しています。

本センターの利用資格者であれば、どなたでも応募できますので、応募される方は、ライブラリ・プログラム開発計画申請書、データベース開発計画申請書により申請してください。詳細は本センター利用者受付へ問い合わせください。

なお、応募は年間を通じて受け付けます。

## **10. 計算機利用報告書の提出**

利用者は、次の場合に所定の「利用報告書」を提出してください。

- ①計算機利用の必要が無くなったとき
- ②利用期限を経過したとき（年度末）
- ③センターが特に報告を求めたとき

また、利用者が本センターを利用して行った研究成果を論文等に公表する場合には、本センターを利用した旨を明記していただくとともに、論文の写しを本センターへ提出願います。

センター英文名：COMPUTATION CENTER OSAKA UNIVERSITY